

## 第2章 対象事業の目的及び内容

### 2-1 対象事業の目的

私たちの暮らす現代社会において、電気や石油燃料といったエネルギーは日々の生活を送るうえで欠かすことのできない存在となっている。

しかしながら、これらのエネルギーに関する日本の自給率は 10%程度と、その多くを海外からの輸入に頼っており、安定供給の観点からリスクを抱えている。

また、供給エネルギーの化石燃料依存率も約 9 割に上っており、これらの燃料消費に伴い大量の温室効果ガス排出が生じている。2015 年にパリで開催された「国連気候変動枠組条約締約国会議(通称 COP)」で合意された、パリ協定においては、日本の中期目標として 2030 年度の温室効果ガスの排出を 2013 年度の水準から 26%削減することが目標として定められる等、温室効果ガス排出量の削減は喫緊の課題となっている。

埼玉県のエネルギー施策では、埼玉県は日本で使用するエネルギーの約 3%を消費する大消費地であることから、再生可能エネルギーの導入・普及に取り組むとされており、大規模太陽光発電施設（メガソーラー等）についても、県の太陽光発電の率先導入の取組を行っている（埼玉県ホームページ）。

このような背景を踏まえ、本事業は、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーとして太陽光発電を採用し、低炭素・循環型社会への転換やエネルギーの安定供給への貢献を目的として発電事業を行うものである。

太陽光発電には、太陽の日照条件や送電系統の整備された立地条件が重要であり、発電規模を確保するため一定の広がりを持つ敷地も必要である。今回の対象事業実施区域はこれらの条件を整えていることから、適地として選定している。

本事業は、地域への環境への配慮を最大限行いながら、再生可能なエネルギーの供給を通して、持続可能な開発の一助となることを目標とするものである。

## 2-2 対象事業の内容

### 2-2-1 特定対象事業の名称

さいたま小川町メガソーラー

### 2-2-2 特定対象事業により設置される発電所の原動力の種類

太陽電池

### 2-2-3 特定対象事業により設置されることとなる発電所の出力

本事業の規模は 862,000m<sup>2</sup> (約 86ha) である。

また、発電出力は交流出力が 39,600kW、直流出力が 52,374.5kW であり、年間発電量は 49,686,140kWh である。

### 2-2-4 対象事業実施区域

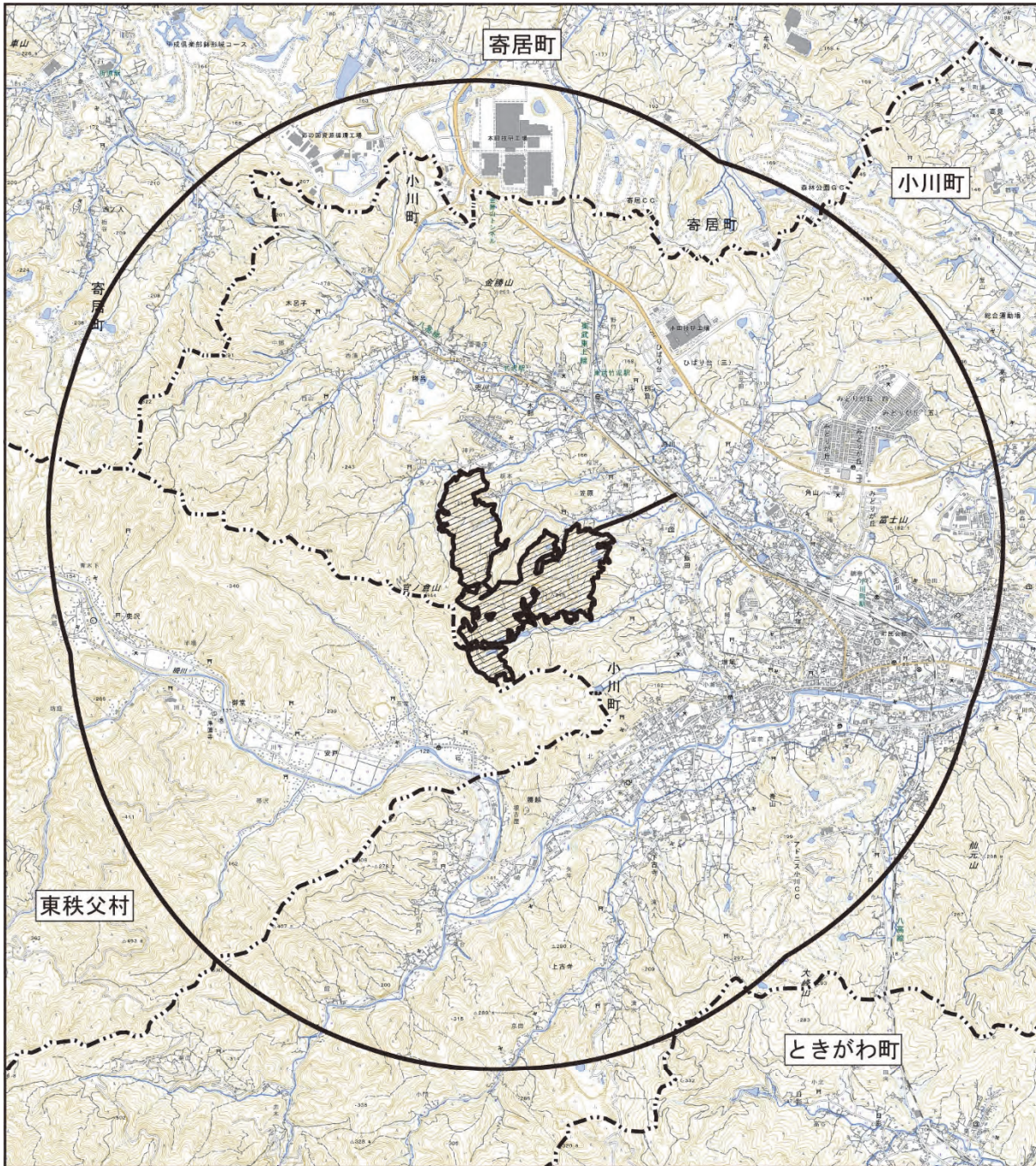
本事業における対象事業実施区域の位置は図 2-2-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、埼玉県比企郡小川町木部、笠原、飯田及び原川地区に位置しており、敷地面積は約 86ha である。また、対象事業実施区域が小川町は、埼玉県中央部よりもやや西側に位置しており、比企郡嵐山町、ときがわ町、大里郡寄居町、秩父郡東秩父村に隣接している。対象事業実施区域の南西側は秩父郡東秩父村に隣接している。




対象事業実施区域の周辺には、一級河川である兜川が流れており、対象事業実施区域には兜川の支流である木部川、桜沢川、笠原川、飯田川が流れている。さらに北側には国道 254 号が通っている。また、同じく対象事業実施区域の北側には、東武東上線及び JR 八高線が通っている。

対象事業実施区域の地形の状況を、図 2-2-2 に示した。また、対象事業実施区域を 3 分割し、詳細な地形を図 2-2-3 に示した。

対象事業実施区域内は、北部分 (図 2-2-3(1)) の特に北側で尾根と谷が明確な地形が広がっている一方で、南東部分、南西部分 (図 2-2-3(2)、(3)) においては、道路用地に沿って等高線が疎となっている地形が広がるなど、従前の開発の影響がうかがえる地形がみられる。



凡 例

-  対象事業実施区域及び関連施設
-  町村界
-  計画区域外周より半径3.0km



1:50,000

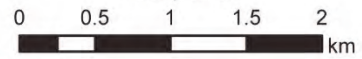
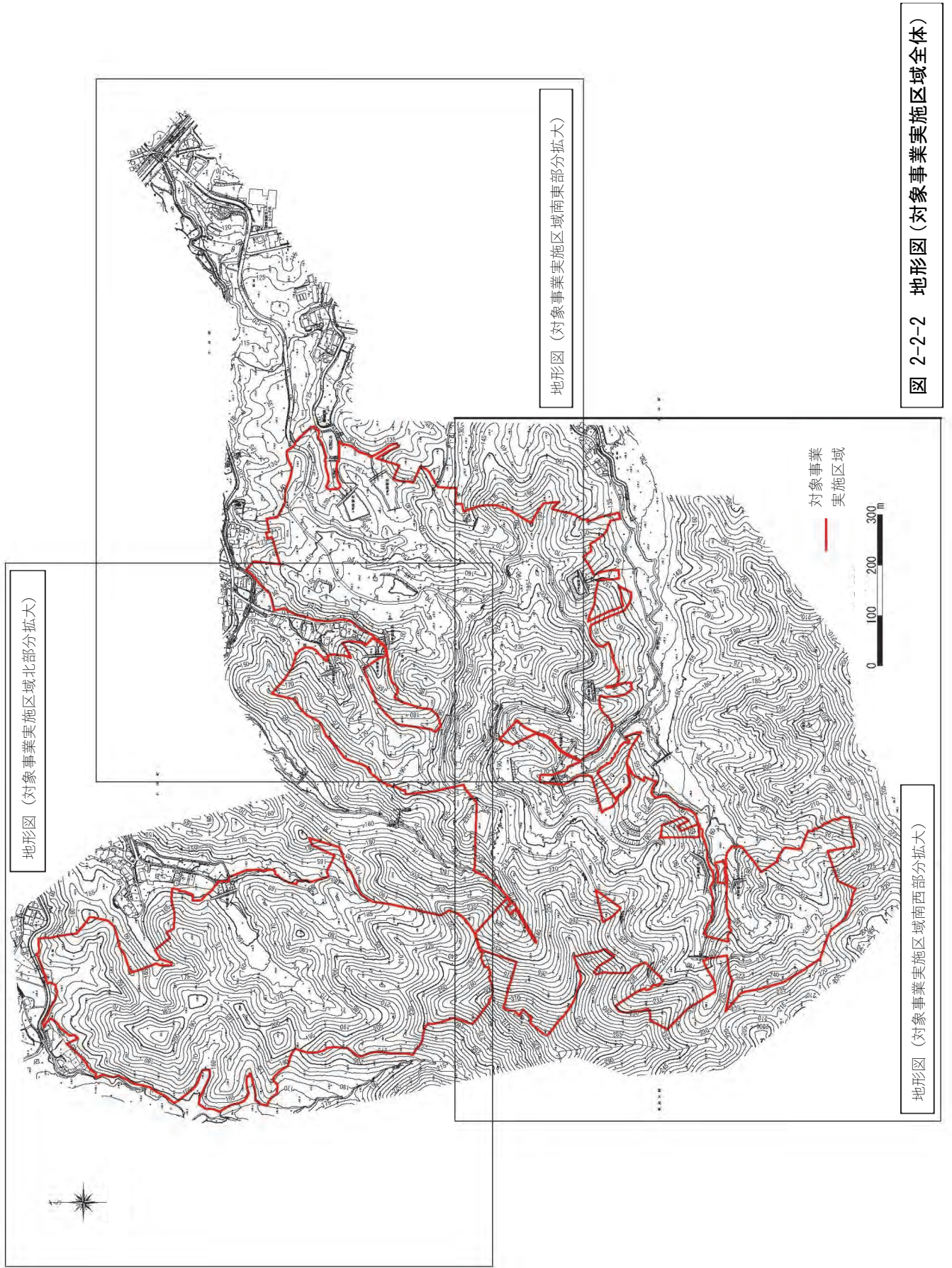


図 2-2-1

対象事業実施区域の位置



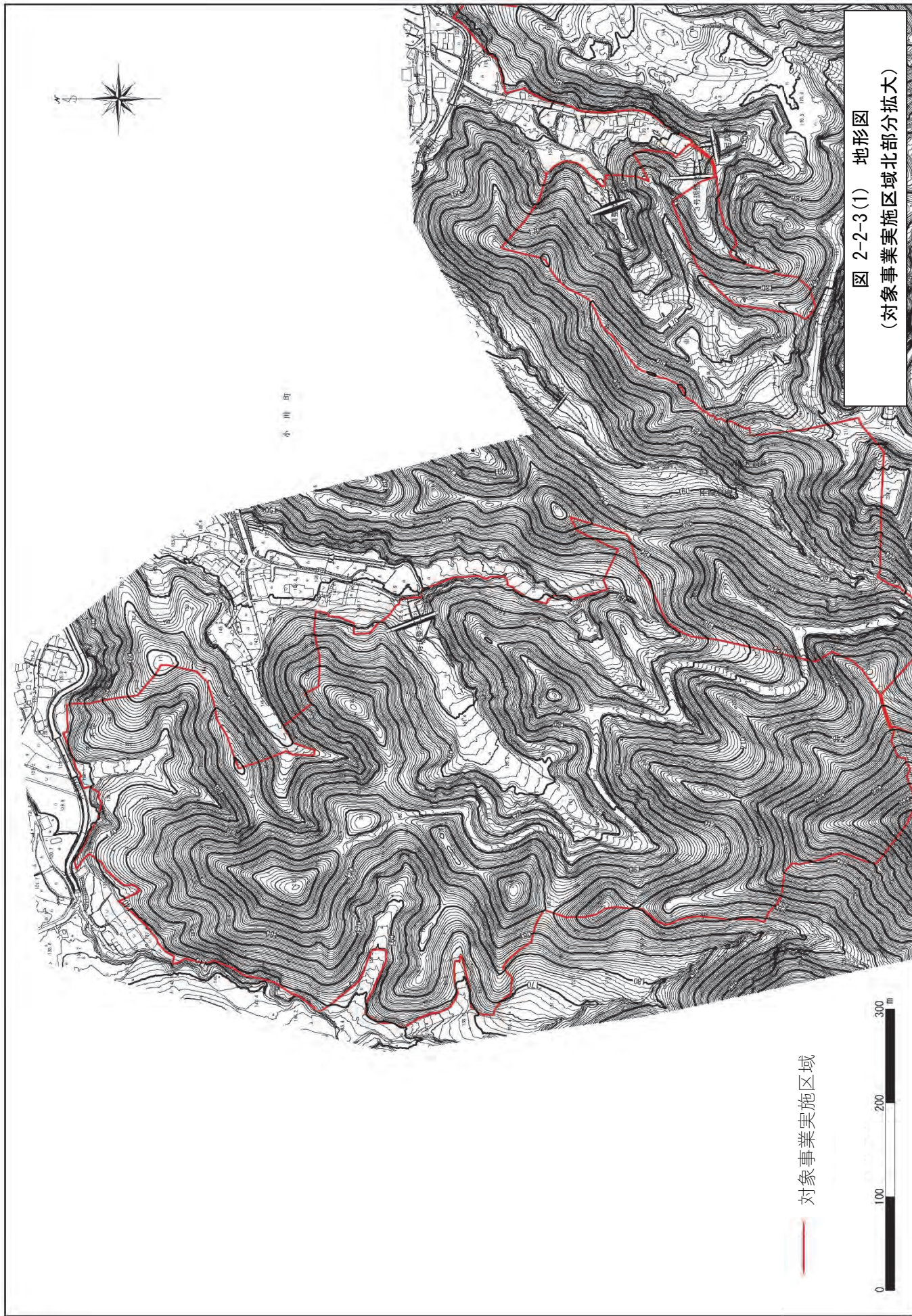


图 2-2-3 (1) 地形图  
(対象事業実施区域北部分拡大)



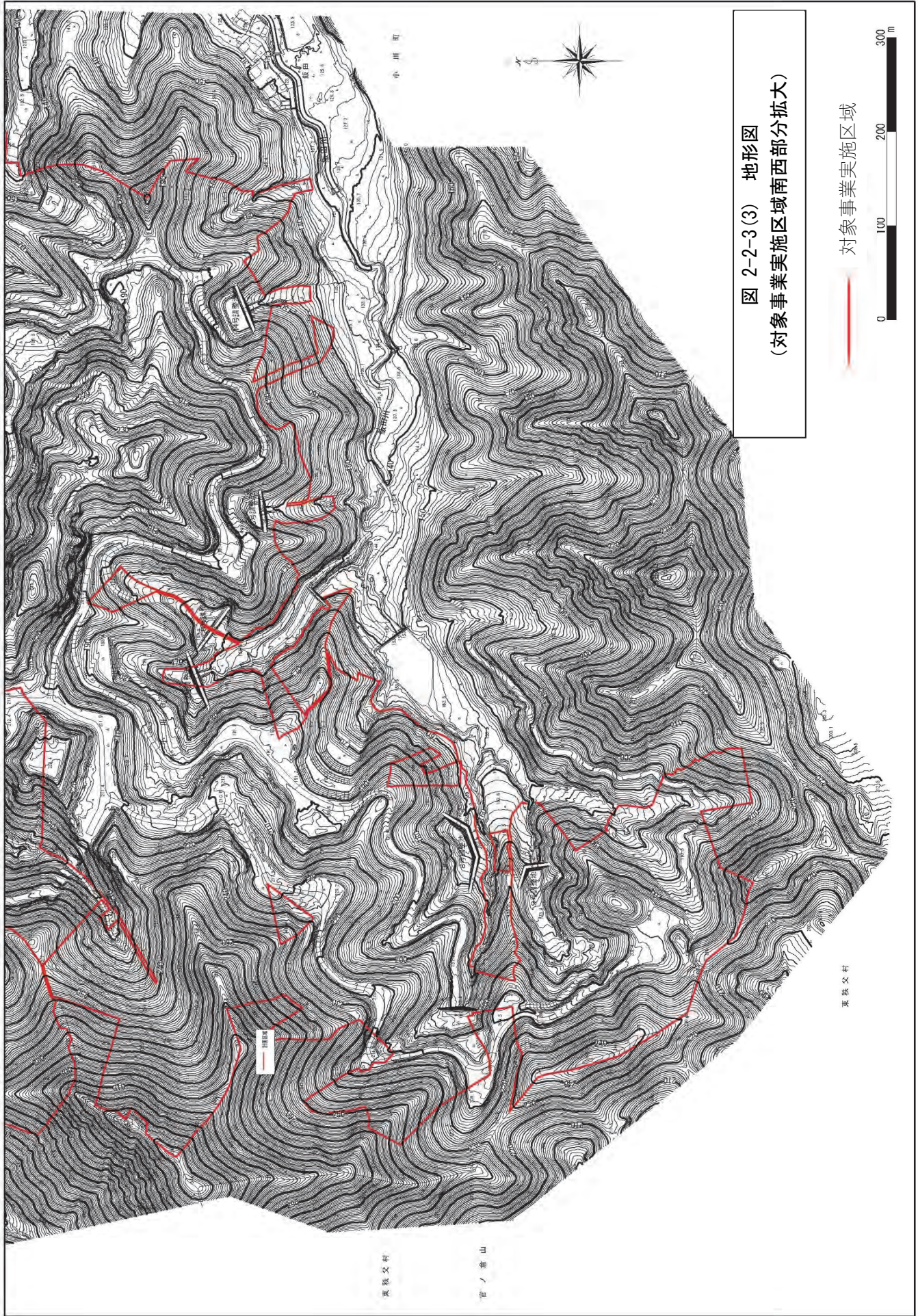


图 2-2-3(3) 地形图  
(対象事業実施区域南西部分拡大)

対象事業実施区域



## 2-2-5 特定対象事業の主要設備の配置計画その他の土地の利用に関する事項

### (1) 主要施設の配置計画及び土地利用計画

主要設備の配置計画及び土地利用計画については、図 2-2-5 に示すとおりである。また、太陽光パネルの配置は図 2-2-6 に示すとおりである。

土地利用計画における土地使用面積は、表 2-2-1 に示すとおりである。

本事業では、改変区域を 50.3%、非改変区域を 49.7%とする計画である。

太陽光パネル用地が 379,100m<sup>2</sup>であり、全体の 44.0%を占める。

対象事業実施区域内には、過去に進められ中断した開発事業により設置された既存道路が存在しており、それを利用するとともに、計画道路を設置する計画である。

調整池についても、上記開発事業により既に設置されており、これを利用する。

原則的に太陽光パネル設置敷地と残置森林との間に、境界フェンスを設置する計画である。境界フェンスのイメージは図 2-2-4 に示すとおりである。

表 2-2-1 土地使用面積

区分・用途		面積 (m <sup>2</sup> )	割合 (%)	
改変区域	太陽光パネル用地	379,100	44.0	
	変電設備	400	0.0	
	調整池	21,700	2.5	
	道路用地	既存道路	17,500	2.0
		計画道路	14,200	1.7
	造成森林	800	0.1	
改変区域計		433,700	50.3	
非改変区域		428,300	49.7	

注) 割合の数値は、四捨五入により小数第一位までの表示としている。



図 2-2-4 境界フェンス

### (2) 対象事業実施区域の現在の土地利用の状況

対象事業実施区域の現在の土地利用状況は、図 2-2-7 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、官ノ倉山及び石尊山の一部であり、主にススキ群団、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クリーコナラ群集、伐採跡地群落、ヤマツツジーアカマツ群集等で構成されている。

対象事業実施区域は、山の一部であるため、起伏のある地形である。